

村民相談室



相談急増!

「フリマサービス」でのトラブルにご注意を!

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)



「フリマサービス」って何?

フリマサイトやフリマアプリを使って、インターネット上でフリーマーケットのように個人同士が商品などを取引できる「フリマサービス」。電話番号やメールアドレスなどを登録し、利用規約へ同意すると、購入や出品ができます。



スマートフォンやパソコンから、手軽に商品などを購入したり出品したりできる反面、フリマサービスを利用したトラブルも増えています。全国の消費生活センターに寄せられるフリマサービスに関連する相談は、2012年には173件でしたが2017年には3,330件と、20倍近くに増えています。

届いた」などと言われ、代金を支払ってもらえない
▽一方的に「キャンセルしたい」と言われ、商品代金の返金を求められた



トラブルに遭わないために

フリマサービスは個人間の取引なので、トラブルが起こったときは当事者間で解決するのが原則です。トラブルに遭わないよう、購入・出品の際は次の点に気を付けましょう。

- ▽購入者は、事前に出品者のプロフィールや評価などを確認し、商品について不明な点があれば購入前に質問する
- ▽出品者は、丁寧に商品の説明をし、購入者を制限する
- ▽フリマサービスの利用規約を確認し、禁止行為等(相手の口座に直接入金する、SNS等で直接やり取りする等)を持ち掛けられても応じないようにする

相談事例

【購入者からの相談】

- ▽商品が届かない、商品が壊れていた、偽物が届いたなど
- ▽まだ商品を受け取っていないのに「先に出品者の評価をしてほしい」と言われた

【出品者からの相談】

- ▽商品を送ったのに「商品が届いていない」「偽物が



トラブルに遭ったらすぐに相談を!

相手の評価をしたり取引を終了したりせずに、速やかにフリマサービスの運営事務局に相談してください。それでも交渉が進まない場合は、消費生活センターに相談しましょう。

国民年金
だより



「国民年金保険料」は社会 保険料控除の対象です

■「社会保険料控除証明書」は11月に送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から11月初旬に送付されます。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付する方には、令和3年2月に、同様の証明書が送付されます。証明書は大切に保管し、年末調整や申告の際に使用してください。

■支払った全額が所得控除の対象となります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、村・県民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除は、社会保険料(国民年金・厚生年金・国民健康保険・健康保険等)を納付(給与天引きを含む)したときに受けられる所得控除で、申告できるのは1月1日～12月31日に納付した社会保険料の金額です。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する必要があります。

■扶養家族分の納付額も控除対象となります

扶養家族の国民年金保険料を納付した場合の納付額も、納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整等の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保険料額と合算してください。

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所(☎231局2283)



申告の際は、
必要な書類を
忘れずに!